

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(2号機燃料取り出し用構台設置に伴うランウェイガード挿入箇所の施工)に係る面談
2. 日時：令和5年8月3日(木) 10:00~11:10
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
石井安全審査官、山下専門職
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名(テレビ会議システムによる出席)
福島第一原子力発電所 担当6名(テレビ会議システムによる出席)

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から、今後申請予定の2号機燃料取り出し用構台設置に伴うランウェイガード挿入箇所の施工について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は説明を受けた内容について事実関係を確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。

- 原子炉建屋南側外壁の開口作業全体に係るフローを示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 10. 放射性気体廃棄物の処理・管理」に関して、換気設備ダクト用開口の設置作業時は換気設備を稼働できないので、その場合における大気中への放射性物質の放出抑制対策を示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 11. 放射性物質の放出抑制による敷地周辺の放射線防護等」に関して、開口設置作業時における放射性物質の放出監視体制を示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 12. 作業員の被ばく線量の管理等」に関して、原子炉建屋西側開口設置作業の実績を踏まえた被ばく低減対策の取り組みと計画線量について示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. 資料

- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』該当項目の整理表(案件：2号機燃料取り出し用構台設置に伴うランウェイガード挿入箇所の施工について)
- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について(2号機燃料取り出し用構台設置に伴うランウェイガード挿入箇所の施工について)

以上